

新郷村長選挙



投票日

5月18日(日)



投票は私たちの貴重な権利が表現される大切な機会です。あなたの大事な一票を棄権しないで投票しましょう。

告示日

令和7年5月13日(火)

選挙権を有する方

●年齢と住所

平成19年5月19日以前に生まれた方で、令和7年2月12日以前から新郷村に住民登録し、引き続き3ヵ月以上新郷村に住所があり、選挙人名簿に登録されている方。

投票の方法

今回の選挙は、自書式(候補者の氏名を書く)です。

投票所入場券

入場券はすべての有権者に送付します。あらかじめ投票所を確認してください。

入場券は投票当日持参しますが、もしも紛失された場合でも本人であることが確認できれば投票できますので、投票所でその旨申し出てください。

投票所及び投票時間

第十投票所	第九投票所	第八投票所	第七投票所	第六投票所	第五投票所	第四投票所	第三投票所	第二投票所	第一投票所
中崎生活文化センター	住民憩いの家	西越地区公民館	長崎集会所	第七分団屯所	多水沢地区農業集落	北老人福祉センター	西老人福祉センター	小坂地区公民館	新郷村山村開発センター

全投票所

午前7時から午後6時まで

期日前投票

投票当日、仕事・用事・旅行・冠婚葬祭・病気・ケガ・出産等により投票できない時は、期日前投票ができます。

●投票期間：5月14日(水)から5月17日(土)まで

●時間：午前8時30分から午後8時まで

●期日前投票所：新郷村山村開発センター1階「中会議室」

●投票の手続き

選挙当日の投票所における投票手続きとほぼ同じです。

(なお、宣誓書※の提出を必要とします)

※宣誓書は、期日前投票所に用意してあるほかに、入場券裏面に印刷されているもの及び村ホームページ(<http://www.vill.shingo.aomori.jp/>)からダウンロードしたものを使用できます。あらかじめ必要事項を記入してからおいでになりますと受付が早くすみす。

不在者投票

名簿登録地の市町村以外の市町村や病院、老人ホーム(不在者投票ができる施設として指定されているところに限ります)などで行う場合は、従来どおり不在者投票として行われます。不在者投票を行う場合は、早めに入所されている病院長又は施設長に請求してください。